

1 宅地復旧関連事業の概要

- 宅地復旧関連事業では、これまで①がけ崩れ等への支援、②被災者自身が行う宅地復旧支援及び③南区近見地区等での液状化対策の3つの事業を実施し、令和3年度末までに①及び②が完了した。
- この度、③液状化対策の本体工事が令和4年度末に完了する。

宅地復旧関連事業

①がけ崩れ等への支援（擁壁復旧等）

①-1

がけ崩れ対策

R元年度

済



①-2滑動崩落防止対策

(大規模)

R元年度

済



(小規模)

R3年度末

済



②

宅地復旧
支援

R3年度末

済



③

液状化対策

R4年度末
本体工事
完了

※R7年度中
事業完了予定



【地下水水位低下工法の概要】

地下水水位を低下し、地表面下約3mを液状化しない層とすることにより、液状化が発生する可能性を軽減し、液状化の被害を抑制する工法

⇒ 道路等の公共施設と宅地の一体的な対策（地区全体の対策）

※尚、地盤改良工法は家屋直下の地盤に薬液を注入し地盤を改良することで、地震時の液状化被害を軽減する工法であり、宅地毎の液状化対策（戸別対策）となっている。

2 今後の液状化対策について

- 南区近見地区の液状化対策では、地下水水位低下工法及び地盤改良工法の2つの対策工法を実施しており、全ての本体工事が令和5年3月末に完了する。（地盤改良工法は令和4年10月に完了済。）
- 地下水水位低下工法においては、本体工事完了後、地区毎に地盤変動等を確認しながら地下水水位を低下させ、その後約1年間の季節変動観測を経て事業完了予定としている。

